

「平成22年度の荒廃した耕作放棄地等の状況調査の結果」 について

農林水産省は、「平成 22 年度の荒廃した耕作放棄地等の状況調査の結果」について取りまとめました。

1. 調査概要

本調査は、耕作放棄地のうち農地に復元して利用すべき土地の現状や復元の取り組み状況等を把握することを目的として、平成 20 年度から実施しているものです。

(1)調査主体：市町村及び農業委員会（全国 1,725 市町村で実施）

(2)調査期間：平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで

(3)調査対象：荒廃した耕作放棄地等（1. 農林業センサスにおける耕作放棄地のうち現状でも耕作可能な農地（不作付の耕地）を除いたもの、2. 農地から森林・原野化した土地（農林業センサスの対象外））

(4)調査方法：現地調査等を踏まえ、(3)の荒廃した耕作放棄地等（以下「対象農地等」という。）を、1. 農地として復元利用すべき耕作放棄地、2. 農地として復元利用することが不可能と見込まれるが市町村等として判断未了の土地、3. 農地として復元利用することが不可能な土地に区分。

2. 調査結果

(1)本調査では、現地調査等により対象農地等の荒廃状況を確認しました。調査を行った 1,725 市町村のうち、1,258 市町村において全ての対象農地等について調査が実施され、1,512 市町村において農用地区域全域の対象農地等について調査が実施されました。

(2)その結果、農地として復元利用すべき耕作放棄地の全国推計値は約 14.8 万 ha で、前年と比べると 0.3 万 ha 減少しました。減少と増加の主な要因は次のとおりです。

1. 耕作放棄地の再生

平成 22 年度に 1,121 市町村において耕作放棄地対策等の取組が進められた結果、農地として復元利用すべき耕作放棄地のうち 1.0 万 ha（農用地区域では 0.7 万 ha）が農地として再生。

2. 耕作放棄地の発生等

新たな耕作放棄地の発生及び前年度までに調査未了の農地についての現地確認等により、農地として復元利用すべき耕作放棄地が前年度に比べて 0.7 万 ha 増加。

3. 荒廃した耕作放棄地等の全体の全国推計値は 29.2 万 ha で、前年と比べると 0.5 万 ha 増加しています。

「平成 22 年度の荒廃した耕作放棄地等の状況調査の結果」については、次の URL でもご覧になれます。

URL:<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>

<添付資料>

- ・ 表 1: 荒廃した耕作放棄地等の面積（全国推計値）
- ・ 参考 1: 平成 22 年度 都道府県別集計結果（実績値）
- ・ 参考 2: 荒廃した耕作放棄地等の面積の動向(910 市町村の集計結果)
- ・ 参考 3: 本調査と農林業センサスとの関係

お問い合わせ先

農村振興局農村政策部農村計画課耕作放棄地活用推進室

担当者：耕作放棄地活用企画班 杉原、枝並

代表：03-3502-8111（内線 5480）

ダイヤルイン：03-6744-2195

FAX：03-3501-9580

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(表1) 荒廃した耕作放棄地等の面積 (全国推計値)

(単位：万ha)

	農地として復元利用すべき耕作放棄地		(参考) 農地として復元利用が不可能な土地等		うち復元利用が不可能と見込まれる土地 (判断未了)		うち復元利用が不可能な土地 (非農地)		合計	
	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域
H20 推計値	14.9	8.3	13.5	4.5	9.8	3.4	3.7	1.1	28.4	12.8
H21 推計値	15.1	8.4	13.7	5.3	8.2	3.4	5.5	1.9	28.7	13.7
増減	0.2	0.1	0.2	0.8	▲1.6	0.0	1.8	0.8	0.3	0.9
発生等	0.8	0.6	0.2	0.8	▲1.6	0.0	1.8	0.8	0.9	1.4
再生	▲0.6	▲0.5	-	-	-	-	-	-	▲0.6	▲0.5
H22 推計値	14.8	8.5	14.4	5.5	9.1	3.4	5.3	2.2	29.2	14.1
増減	▲0.3	0.1	0.7	0.2	0.9	0.0	▲0.2	0.3	0.5	0.4
発生等	0.7	0.8	0.7	0.2	0.9	0.0	▲0.2	0.3	1.5	1.1
再生	▲1.0	▲0.7	-	-	-	-	-	-	▲1.0	▲0.7

- 注： 1 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
 2 「農地として利用すべき耕作放棄地」は、「人力・農業用機械での草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備により耕作可能な土地」のこと。
 3 耕作放棄地の「発生等」には精査未了の農地についての現地確認結果等を含む。
 4 「復元が不可能な土地」には非農地通知を発出したものを含まない。
 5 推計値の算出方法は以下のとおり。

$$\left(\begin{array}{l} \text{荒廃した耕作放棄地} \\ \text{等の全国の面積} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{全域を調査した 1,258} \\ \text{市町村の荒廃した耕作} \\ \text{放棄地等の面積} \end{array} \right) \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{H22 農林業センサスの耕作放棄地の全国面積} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{全域を調査した 1,258 市町村のH22 農林業セ} \\ \text{ンサスの耕作放棄地の合計面積} \end{array} \right)}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{荒廃した耕作放棄} \\ \text{地等の面積のうち} \\ \text{農用地区域の面積} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{農用地区域内の全域} \\ \text{を調査した 1,512 市} \\ \text{町村の荒廃した耕作} \\ \text{放棄地等の面積} \end{array} \right) \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{農用地区域を有する 1,604 市町村のH22 農林} \\ \text{業センサスの耕作放棄地の合計面積} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{農用地区域内の全域を調査した 1,512 市町村} \\ \text{のH22 農林業センサスの耕作放棄地の合計面} \\ \text{積} \end{array} \right)}$$

(参考1)

平成22年度 都道府県別集計結果 (実績値)

(単位:ha)

都道府県名	農地として復元利用すべき耕作放棄地		(参 考)						耕作放棄地の解消面積										
	農地として復元利用すべき耕作放棄地	農用地区域	農地として復元利用が不可能な土地等	農用地区域	うち復元利用が不可能と見込まれる土地(判断未了)		うち復元利用が不可能な土地(非農地)		合 計	農用地区域	(営農再開)		(基盤整備後)		(保全管理)		A+B+C	農用地区域	
					農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域			農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域					
北海道	3,013	2,502	5,508	3,746	183	153	5,326	3,593	8,521	6,248	368	319	143	141	166	120	677	580	
青森	5,508	3,851	2,158	1,318	1,161	722	997	596	7,666	5,169	137	108	50	49	141	101	328	257	
岩手	4,286	3,419	2,520	1,617	609	388	1,911	1,229	6,806	5,035	94	76	30	28	81	63	205	167	
宮城	3,839	2,522	1,807	840	1,802	839	5	1	5,646	3,361	14	13	1	1	5	3	19	18	
秋田	385	328	112	46	0	0	112	46	498	375	121	117	4	4	52	47	177	168	
山形	1,612	1,295	1,408	968	1,003	586	405	383	3,019	2,263	55	50	20	16	34	31	108	98	
福島	7,843	4,444	6,407	2,263	3,100	1,461	3,307	802	14,250	6,708	130	112	18	17	35	28	183	157	
茨城	7,496	2,813	1,457	350	800	222	657	128	8,953	3,163	380	189	8	5	252	125	640	319	
栃木	2,044	923	261	55	133	30	128	25	2,304	978	86	60	3	2	94	57	183	119	
群馬	4,150	2,884	3,601	1,424	43	12	3,558	1,412	7,751	4,308	243	176	19	17	129	94	391	287	
埼玉	2,138	1,236	720	117	694	117	26	0	2,858	1,353	226	159	6	6	149	98	382	263	
千葉	8,924	4,198	1,492	365	844	151	647	214	10,416	4,563	153	105	16	12	118	63	288	180	
東京	777	369	21	0	21	0	0	0	798	369	5	3	1	0	3	1	8	4	
神奈川	860	543	0	0	0	0	0	0	860	543	75	67	2	2	60	54	137	124	
山梨	2,695	1,930	3,143	655	1,833	644	1,310	11	5,838	2,585	80	56	16	16	111	94	207	165	
長野	9,801	6,474	7,034	3,429	5,316	2,314	1,717	1,115	16,834	9,903	209	176	42	30	113	93	363	299	
静岡	4,227	2,938	1,227	716	1,220	716	8	0	5,454	3,654	214	172	105	99	319	229	638	500	
新潟	951	631	3,040	1,122	1,126	229	1,913	893	3,991	1,753	23	22	6	6	13	11	42	38	
富山	197	101	291	33	123	8	168	25	489	134	17	12	1	1	13	9	32	22	
石川	2,054	1,115	4,139	1,675	55	55	4,083	1,620	6,193	2,790	55	51	8	8	548	339	611	398	
福井	469	303	1,185	291	977	234	208	58	1,654	595	23	20	16	15	32	23	71	59	
岐阜	865	514	1,451	664	1,073	422	378	242	2,315	1,179	32	22	1	1	24	20	56	43	
愛知	3,565	2,060	2,748	253	2,601	239	146	14	6,313	2,313	116	101	13	9	265	188	394	299	
三重	3,046	1,316	731	330	283	31	448	299	3,777	1,646	62	60	0	0	75	62	137	121	
滋賀	674	449	885	385	467	187	419	199	1,560	834	29	25	5	5	9	7	42	37	
京都	585	527	645	586	375	319	270	268	1,230	1,113	29	27	2	2	19	15	50	44	
大阪	289	91	624	438	624	438	0	0	913	528	54	23	0	0	3	0	57	23	
兵庫	1,165	986	1,197	733	1,138	701	59	32	2,362	1,719	21	19	14	13	70	60	106	92	
奈良	1,353	577	635	174	571	153	64	20	1,988	750	25	18	6	3	42	26	74	47	
和歌山	1,191	807	747	473	109	15	637	458	1,938	1,280	11	9	1	1	28	18	41	28	
鳥取	1,041	819	123	81	79	55	43	25	1,163	899	86	81	33	33	44	33	163	146	
島根	1,512	923	4,331	1,852	1,765	934	2,566	918	5,843	2,775	39	37	23	22	67	58	128	118	
岡山	4,165	2,270	7,312	2,680	3,269	587	4,043	2,093	11,476	4,951	95	69	4	4	44	17	143	90	
広島	2,954	864	847	492	743	427	104	65	3,801	1,355	19	15	2	1	50	29	71	45	
山口	3,573	2,040	3,870	1,230	2,654	575	1,216	654	7,443	3,270	30	21	2	1	28	26	59	48	
徳島	1,232	873	1,724	979	1,542	840	182	139	2,956	1,852	49	43	0	0	45	33	94	76	
香川	1,705	1,203	3,735	2,395	3,735	2,395	0	0	5,440	3,598	62	46	22	19	57	42	141	107	
愛媛	4,471	2,765	8,097	4,351	7,802	4,341	295	10	12,568	7,116	84	45	0	0	53	28	137	74	
高知	738	577	800	243	56	40	744	203	1,538	820	27	23	2	1	84	39	112	63	
福岡	2,543	1,539	2,104	1,005	1,941	919	163	86	4,647	2,544	41	30	2	2	63	33	106	66	
佐賀	2,990	2,293	1,008	847	501	451	507	395	3,998	3,140	63	31	1	1	4	1	68	32	
長崎	4,921	3,027	8,723	3,301	5,536	2,809	3,187	492	13,644	6,328	121	81	33	31	394	272	549	384	
熊本	4,497	2,152	4,776	1,833	4,718	1,815	58	18	9,273	3,985	114	67	5	4	139	92	257	163	
大分	2,776	1,965	7,522	3,995	5,479	2,881	2,043	1,114	10,298	5,960	14	11	5	4	43	30	61	45	
宮崎	1,749	1,292	1,244	455	858	392	386	63	2,993	1,747	103	86	21	20	85	63	209	168	
鹿児島	8,722	4,430	12,024	1,934	6,768	1,220	5,256	713	20,746	6,364	156	119	41	36	139	75	336	230	
沖縄	1,989	1,645	1,878	869	863	711	1,016	158	3,867	2,514	257	244	60	53	84	71	401	368	
全国	137,580	82,822	127,312	53,609	76,593	32,778	50,719	20,831	264,891	136,431	4,447	3,417	813	742	4,425	3,019	9,685	7,178	

注1: 本表の数値は、実績値であることから(表1)の全国推計値とは一致しない。

注2: 「農地として復元利用すべき耕作放棄地」は、「人力・農業用機械での草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備により耕作可能な土地」のこと。

注3: 「耕作放棄地の解消面積」の欄のAは人力・農業用機械で草刈り等を行い、所有者、認定農業者、集落営農等の借り手による耕作、畜産農家により営農が再開されたもの。Bは基盤整備(区画整理、暗渠排水、客土、農道等)後に営農が再開されたもの。Cは市民農園や教育ファームとしての利活用、景観作物・緑肥の植栽、草刈り・耕起・水張りその他の農地を常に耕作している状態に保つ行為がなされたもの。

注4: 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

(参考2)

荒廃した耕作放棄地等の面積の推移 (過去3カ年に全域を調査した910市町村の集計結果)

調査対象区域の拡大に伴う影響を除くため、過去3カ年に市町村の全域を調査した910市町村について、荒廃した耕作放棄地等の全体の推移を見ると、平成20/21年度は0.2万ha増加したものの平成21/22年度は0.4万haの減少に転じています。

(単位：万ha)

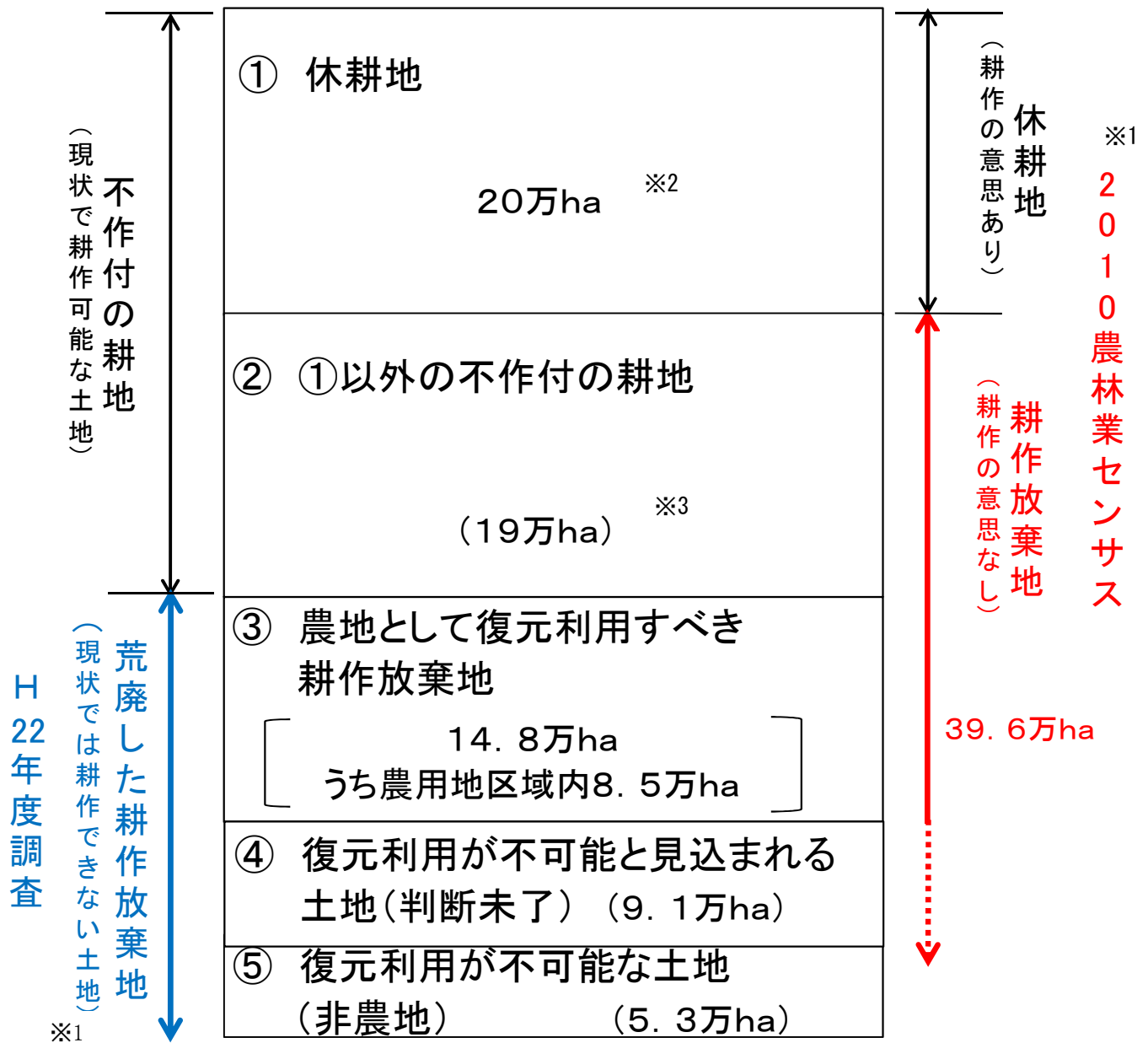
調査年度	910市町村の耕地面積	荒廃した耕作放棄地等の面積									
		農地として復元利用すべき耕作放棄地		(参考)				復元利用が不可能な土地(非農地)		合計	
				農地として復元利用が不可能な土地等		復元利用が不可能と見込まれる土地(判断未了)					
万ha	万ha	%	万ha	%	万ha	%	万ha	%	万ha	%	
H20	247.9	6.8	2.7	6.0	2.4	4.6	1.8	1.4	0.6	12.9	4.9
H21	246.9	6.9	2.7	6.2	2.5	3.8	1.5	2.4	1.0	13.1	5.0
H22	246.3	6.5	2.6	6.3	2.6	3.5	1.4	2.8	1.1	12.7	4.9

- 注： 1 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
2 それぞれの割合(%)は以下により計算した。

※ 荒廃した耕作放棄地等の合計の場合

$$\text{(割合\%)} = \frac{\text{(荒廃した耕作放棄地等の面積の合計)}}{\text{(耕地面積)} + \text{(荒廃した耕作放棄地等の面積の合計)}} \times 100$$

調査結果と2010農林業センサスの関係



※1 本調査と農林業センサスの違いは以下のとおりであり、単純な比較は困難であるが、上記の図はそれぞれの調査内容等を踏まえて両者の重複関係等を把握するために作成した概念図及び推計値である。

農林業センサス：耕作放棄地を「以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を作付けしていない土地のうち、この数年間に再び作付けする考えのない土地」(原野化しているものは含めない。)と定義し、農家等から申告されたものを集計。

本調査：実際の土地の状況からみて現状では耕作できないものと市町村、農業委員会が判断した土地について集計(本調査では農家の耕作の意思は確認していない)。

※2 ①は、2010農林業センサスで把握している休耕地である。

※3 ②は、2010農林業センサスで把握している耕作放棄地のうち、作付はされていないものの何らかの管理がされており、耕作可能な状態である耕地である。